

## ○氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議設置条例

平成27年6月15日

条例第23号

## (設置)

第1条 本町の人口減少に歯止めをかけるとともに、将来にわたって活力ある地域社会を維持するための氷川町人口ビジョン・総合戦略の策定及び成果検証を行うにあたり、専門的見地から意見を聴取するため、氷川町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進会議(以下「会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討し、町長へ提言するものとする。

- (1) 氷川町人口ビジョンの策定及び変更に係る検討に関すること。
- (2) 氷川町総合戦略の策定及び変更に係る検討に関すること。
- (3) 氷川町総合戦略の成果検証に係る検討に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

## (組織)

第3条 会議は、座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、副町長をもって充て、委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 農林、商工又は観光関係者
- (2) 金融関係者
- (3) 子育て関係者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他町長が適当と認める者

3 座長は、会議の会務を総理し、会議の議長となる。

4 座長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

## (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会議)

第5条 会議は、座長が招集し、その議長となる。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、座長が会議に諮って別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。